

賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令案
に関する御意見募集の結果について

令和2年1月23日
厚生労働省
政策統括官付参事官付
賃金福祉統計室

賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令案について、令和元年11月29日（金）から令和元年12月28日（土）まで御意見を募集したところ、計8通の御意見を頂きました。お寄せいただいた御意見の内容について、当省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

なお、御意見については、本意見募集の対象の省令案に関するもののみ、要約の上、取りまとめさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>無業者も調査対象にしてほしい。</p>	<p>当調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を明らかにすることを目的とする調査であり、雇用されていない無業者については当調査の対象とすることは考えておりません。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>パート、アルバイト、契約社員・嘱託社員の増加を背景に、雇用者全体に占める国内の有期雇用労働者の割合が上昇している現状を鑑みれば不要とは言い難いことや事業者や地域、業種の統計という観点においても重要な指標であることから、調査事項の調査労働者に関する事項について、「労働者の種類」を削除することには反対である。</p>	<p>「労働者の種類」では、これまで、製造業などの特定の産業の労働者が「生産」又は「管理・事務・技術」のいずれの業務に従事しているかを調査していました。</p> <p>今回の見直しでは、「職種」の調査対象を拡大することで、より詳細な職種区分が全労働者について把握可能となることに伴い、「労働者の種類」の調査事項を削除するものです。</p> <p>また、短時間労働者の別や契約期間の定めの有無については、従前より「雇用形態」及び「就業形態」の調査事項で把握しており、これらの事項は引き続き調査することとしております。</p> <p>以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、労働者の種類と新職種の対応関係については、わかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>
<p>調査事業所に関する調査事項のうち、「新規学卒者の初任給額及び採用人員」は、重要な指標であるため、削除することについては反対である。ただし、「新規学卒者への該当性」の追加により、同等の内容となるのであれば、反対ではない。</p>	<p>「新規学卒者の初任給額及び採用人員」の事項については、これに代替して、「新規学卒者への該当性」を調査することにより新規学卒者の所定内給与月額及び人数について集計・公表していく予定としております。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>調査事業所に関する調査事項のうち、「通勤手当」と「家族手当」を削除することについて反対である。</p> <p>「精皆勤手当」については労働形態の変化により、参考としての価値が減っており、また、性質として賞与のようなものであると思われるた</p>	<p>「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」の調査項目は、最低賃金の審議に資することを主な目的として、一部の産業・規模の事業所に限って調査してきたものです。これらについては、これまでの調査結果の利活用状況から、引き続き調査する必要性が低いため、報告者の負担</p>

<p>め、削除しても良いと思うが、「通勤手当」は一定程度の重要性があり、「家族手当」も各種の分析を行政や市民が行う際に有用であると思われるため、削除すべきでない。</p>	<p>軽減の観点を踏まえて削除するものです。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>調査事業所の事業主による報告及び一括調査企業の報告義務者による報告においてオンラインによる提出を可能とすることについては、利用される情報通信ネットワークでの盗聴等の問題が生じないよう対策を講じること。</p>	<p>オンライン報告方式の導入にあたっては、適切なセキュリティ対策及び個人情報の保護等の権利利益の保護のための措置を講じることとしております。</p>
<p>調査業務の一部を民間事業者へ委託することに関して、入札時に民間事業者が組織的犯罪に関係が無いかどうかの確認等の適切に調査業務が行われるための措置が十分になされるべきである。</p>	<p>民間事業者への委託にあたっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン（平成17年各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、適切に実施してまいります。</p>
<p>調査事業所に属する全労働者を調査対象とすることができるようにすることについて特段の反対意見はない。</p>	<p>賛同意見として承ります。</p>
<p>「役職」の調査対象範囲を企業規模100人以上の事業所の調査労働者から事業所規模10人以上の事業所の調査労働者に拡大することについては強く賛成である。10人以上の事業所となると、就業規則策定提出義務のある事業所全てが対象になる事になる、また、多くの中小企業が対象となるが、それは統計的に非常に有意義であるので、行う意義が高いものとする。</p>	<p>賛同意見として承ります。</p>
<p>調査事項に関する改正のうち、「最終学歴」について短時間労働者も調査対象とすること、「新規学卒者への該当性」を追加すること、「職種」について日本標準職業分類(平成21年12月統計基準設定)と整合性のある区分に変更するとともに役職者を含む全調査労働者を調査対象とすること、「経験年数」について調査対象範囲を事業所規模10人以上の事業所の調査労働者とするは賛成である。</p>	<p>賛同意見として承ります。</p>
<p>調査票様式の改正に関して、不適切に項目が削られていないのであれば、特段反対ではない。</p>	<p>調査事項の変更に沿った内容にしております。</p>

(別紙)

調査事業所の事業主についても、光ディスクの提出による報告を可能とすることは、利便性の向上となるため、賛成である。

賛同意見として承ります。